

## 令和7年度 第1回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和8年2月18日（水曜日）  
10時00分～11時00分

場 所 江別市民会館37号

出席委員数 18名

出席：五十嵐 友紀子、井川 達也、大澤 真平、川村 弘、菊本 美知子、  
小高 久子、齋藤 嘉孝、酒谷 由美子、相馬 尚子、高垣 智、那須 崇、  
東 則子、藤岡 章一、藤田 政典、村山 昭二、望月 勝正、八巻 貴穂、  
米内山 陽子

欠席：忍 美佳、小町 通洋、今野 渉、廣橋 賢、松村 昭二、義平 大樹

事務局	健康福祉部長	白石 陽一郎	子ども家庭部長	金子 武史
	健康福祉部次長	四條 省人	健康推進室長	及川 正男
	子ども家庭部次長	深見 豪	障がい福祉課長	飯塚 修義
	介護保険課参事	坂 賢重	子育て支援課長	気境 智道
	子ども育成課長	浅木 義博	管理課長	元木 大輔
	管理課主幹	高松 裕貴子	管理課総務係長	伊藤 達倫
	管理課総務係主査	尾崎 よしえ	管理課総務係	高橋 一希

傍聴者 なし

議 事

### （1）報告事項

- ア 令和8年度予算案の概要について
- イ 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について
- ウ 高齢者総合計画の策定について
- エ （仮称）子どもの権利条例の制定について
- オ 子どもの計画の策定について
- カ 待機児童解消対策について

## 元木管理課長

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

これより「令和7年度 第1回 江別市社会福祉審議会」を開会いたします。

私、健康福祉部管理課長の元木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は24名の委員中18名の方にご出席いただいておりますこと、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、令和7年2月に開催した前回の本審議会開催以降、3名の委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

お一人目は、江別市社会福祉協議会からの推薦で、本審議会の会長を務めていただいております工藤祐三委員が退任され、後任として齋藤嘉孝委員に就任いただきました。

お二人目は江別市自治会連絡協議会からの推薦で委員を務めていただいております森谷良雄委員が退任され、後任に川村弘委員に就任いただきました。

最後に、江別市民生委員児童委員連絡協議会からの推薦で委員を務めていただいております田尾和夫委員が退任され、後任として望月勝正委員に就任いただきました。

齋藤委員、川村委員、望月委員、よろしくお願いいたします。

次に、開会に当たりまして、江別市健康福祉部長の白石からご挨拶を申し上げます。

## 白石健康福祉部長

健康福祉部長の白石でございます。

江別市社会福祉審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日もご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から福祉を初め、当市の行政全般に多大なるご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度から第5期江別市地域福祉計画がスタートいたしました。

本計画の策定に際しましては、本審議会委員の皆様、特に、地域福祉計画策定部会に所属していただいた委員の皆様にご多岐にわたるご議論をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、地域の繋がりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、地域福祉計画では、「えべつ未来づくりビジョン・第7次江別市総合計画」のまちづくりの基本理念である「みんなで支え合う安心なまち」に基づき、「みんなでつくる支え合いのまち」を基本理念として掲げております。

「みんなでつくる支え合いのまち」という基本理念の実現のために、地域住民が自分ごととして地域福祉に参加し、健康で安心して暮らし続けられる地域をつくっていくため、市民の主体的な参加の促進や、困りごとに対応する関係機関や行政等が連携した包括的支援体制づくりなど、さらなる地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本審議会は、江別市における社会福祉に関する基本的事項を調査審議するため、市長

の諮問機関として設置しているものであり、毎年概ね1回から2回会議を開催しております。

本日は次第のとおり、今ほどの地域福祉計画の進捗状況のほか、令和8年度予算案の概要など、計6件の報告事項を予定しております。

限られた時間ではございますけれども、どうぞご忌憚のないご意見やご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 元木管理課長

それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認いたします。(資料確認)

以降の議事を進めていくに当たりまして、委員の皆さまにお願いしたいことがございます。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することとなっており、この審議会においても同様の取扱いといたしますのでご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえて要約して作成後、確認のため皆さまに送付し、必要に応じて修正した上で公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、「次第3 会長の互選等」ですが、冒頭にお伝えしましたとおり、会長を務めていただいております委員が退任されたことにより、現在、会長が不在となっておりますので、本日は、新たな会長を選出させていただきます。

会長が決まるまでの間は、条例第4条第3項に基づき、藤田副会長に仮議長として進行させていただきます。

藤田副会長、よろしくお願いいたします。

### 藤田副会長

それでは、「次第3 会長の互選等」について進行させていただきます。

まず、江別市社会福祉審議会条例第4条第1項において、会長は委員のなかから互選することとされておりますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。

ご意見があればお願いいたします。

### 米内山委員

前会長の後任で江別市社会福祉協議会会長の齋藤嘉孝委員にお願いしてはいかがでしょうか。

### 藤田副会長

ただいま、米内山委員から、齋藤嘉孝委員を推薦する旨のご意見がございましたが、いかがでしょうか。(異議なし)

### 藤田副会長

ありがとうございます。

異議がないようですが、齋藤委員はいかがでしょう。

#### **齋藤委員**

よろしくお願いいたします。

#### **藤田副会長**

ただいま、齋藤委員のご了解をいただきましたので、齋藤嘉孝委員を会長に決定いたします。

それでは齋藤会長は席をお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### **元木管理課長**

以降の進行につきましては、齋藤会長にお願いいたします。

藤田副会長、ここまで進行をしていただき、誠にありがとうございました。

#### **齋藤会長**

藤田副会長、ここまでの進行をしていただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま会長のご指名をいただきました齋藤でございます。昨年7月から前任の工藤会長に代わりまして社会福祉協議会の会長になりました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

この審議会ですが、3つ部会があるということで、大変守備範囲の広い審議会になっております。

これから一生懸命努力して勉強してまいります。

皆さまのご協力をいただきながら進行していきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

「次第3 会長の互選等」ですが、本審議会の職務代理者として前会長から指名を受けていた森谷委員が退任されましたので、新たな職務代理者について、条例第4条第4項に基づき、私から指名させていただきます。

職務代理者には、江別市自治会連絡協議会の川村委員を指名いたします。

次に、新任委員の川村委員、望月委員の部会の所属ですが、両委員には、退任された森谷委員、田尾委員が所属していた高齢者福祉専門部会に所属していただきます。

川村委員、望月委員、よろしくお願いいたします。

なお、各部会の新たな委員名簿については、机上配付しております。

また、退任された田尾委員が高齢者福祉専門部会の部会長をされていたので、本日の会議前に高齢者福祉専門部会の委員に集まいただき、江別市民生委員児童委員連絡協議会の望月勝正委員が互選されておりますので、ここでご報告いたします。

#### **望月委員**

野幌西地区民生委員児童委員連絡協議会会長の望月です。

皆さんに色々教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 齋藤会長

望月委員、よろしくお願いいたします。

以上で、次第3が終了いたしました。

それでは、「次第4議事（1）報告事項」に移ります。

「ア 令和8年度予算案の概要について」、事務局から説明をお願いします。

## 四條健康福祉部次長

健康福祉部次長の四條と申します。

令和8年度予算案の概要について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

資料1は、「絵で見る江別市予算案」のうち、政策3「福祉・保健・医療」及び政策6「子育て・教育」を抜粋したものであります。

本日は、このうち、主に新規事業及び拡大事業について、報告させていただきます。

なお、「子育て・教育」には、教育委員会所管の事業も含まれておりますが、本審議会の所管外となりますので、予めご了承ください。

資料1の1ページ「令和8年度予算の全体像」をご覧ください。

「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」3年次目に当たる令和8年度予算では、引き続き、中央に記載されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」の実現に向け、「5つのまちづくりの基本理念」に基づき、各政策を進めてまいります。

それでは、健康福祉部所管事業等について、ご報告いたします。

3ページをご覧ください。

1段目右の「障がい者就労相談支援事業」では、昨年、イオンタウン2階のワークサポートえべつ内に移転した「えべつ障がい者しごと相談室すてら」において、障がい者の就労定着支援を強化するため、定着支援員が就労先事業所等を訪問し、相談・助言などを行うことができるようスタッフを増員いたします。

2段目左の新規事業「包括的支援体制整備事業（総合的な全世代支援）」は、令和9年度の本格実施を目指す「誰ひとり取り残さない」福祉総合相談体制を構築するため、関係機関や地域住民と連携・協働し、多様な困りごとを抱える方を支援する全市的な支援体制の整備を行うものです。

3段目右の「生活困窮者自立支援事業」の新規事業「就職氷河期世代等支援事業」は、昨年、イオンタウン2階のワークサポートえべつ内に移転した「しごとサポートセンターコクリ」に専門相談員を配置し、相談者の状況に合わせた就労支援プログラムの作成や企業とのマッチングなどを行うことにより、就職氷河期世代等の就労支援体制の強化を図ろうとするものです。

4段目右の新規事業「救急安心センターさっぽろ事業」は、札幌市が運営する道央医療圏救急医療情報システム「救急安心センターさっぽろ」に参加し、令和8年10月からは、24時間365日、「#7119」にダイヤルすることにより救急医療相談ができる体制を確保するものです。

その他、令和8年度においては、「障がい者支援・えべつ21プラン」及び「江別市

高齢者総合計画」の次期計画の策定を行います。

健康福祉部の令和8年度予算案の概要については、以上です。

### 深見子ども家庭部次長

続きまして、私から、令和8年度の子ども家庭部が所管する事業の予算案のうち、主に新規事業及び拡大事業について、ご報告いたします。

私、子ども家庭部次長の深見と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の4ページ、政策6「子育て・教育」をご覧ください。

1段目右の「保育人材等確保対策事業」は、保育の質の維持・向上に向け、保育従事者の養成や教育・保育施設に対する保育士の人材確保のための助成を行うものであります。

令和8年度は、従来の奨学金返還支援事業などの取組に加え、市内の民間保育施設で働く保育士を確保するため、新たに就労奨励金制度を創設するとともに、市内の指定保育士養成施設の学生を対象とした、保育施設での職場見学や学生のアルバイト就労を支援する取組を新たに実施いたします。

3段目左の「子どもの居場所づくり支援事業」は、子ども食堂等を運営する団体に対し、活動に係る経費の一部を補助することにより、地域全体で子どもたちを見守る環境の充実を図ろうとするものであります。

令和8年度は、子ども食堂等を運営する団体への補助金額を増額するほか、子ども食堂の立ち上げなどを支援するコーディネーターの配置により、さらなる見守り環境の充実に努めてまいります。

3段目右の新規事業「児童発達支援センター機能強化事業」は、民間の児童発達支援センターに機能強化員を配置し、市と連携しながら、発達が気になる子どもの早期相談や関係機関への専門的助言等を行うことで、市内の療育支援体制の充実、強化を図るものであります。

5段目左の「教育・保育施設等給付事業」は、民間が運営する教育・保育施設や子ども子育て支援施設において、乳児から就学前までの子どもの教育・保育、子育て支援を実施するものであります。

令和8年度から全国的に実施される「こども誰でも通園制度」の利用に対する給付費の支給を新たに実施いたします。

5段目右の「病児・病後児保育事業」は、子どもが病気なのに保護者が仕事を休めない場合でも、子どもを預けることができる病児・病後児保育を実施するものであります。

令和8年度は、保育所等で体調不良となった子どもを病児施設まで送迎する取組を新たに実施いたします。

6ページをお開き願います。

3段目左の「放課後児童クラブ運営費補助金」は、新たに開設する3か所の民間放課後児童クラブを含め、計28か所の民間放課後児童クラブに対し、運営に係る費用の一部を助成することで、市内の放課後児童健全育成の充実を図るものであります。

令和8年度は、臨時休校時にクラブを開設した際に必要となる運営費の補助を新たに

実施いたします。

子ども家庭部の令和8年度予算案の概要については、以上です。

### 齋藤会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆さまからご意見、ご質問はありませんか。

### 五十嵐委員

公募委員の五十嵐です。

よろしく申し上げます。

まず、全体に関することとして、前年度から継続する事業等に関しましては、事業毎に前年度比の予算額も載せていただけると分かりやすいと思いました。

次に、3ページの新規の事業「救急安心センターさっぽろ事業」について、今年の10月1日時点で札幌市を含め10市町村が既に参加、運用している状況の中、江別市は今年の10月から運用開始ということで、1年ほど遅れた理由についてお聞きしたいです。

最後に、先ほどご説明いただいた「生活困窮者自立支援事業」の中の「就職氷河期世代等支援事業」について、企業とのマッチング等を行うということでしたが、実際、氷河期世代とは具体的にどのくらいの世代を想定しているのでしょうか。

また、この氷河期世代が市内で生活困窮者としてどのくらい在籍しているか、市として把握されているのかお聞きしたいです。

よろしく申し上げます。

### 齋藤会長

ありがとうございました。

ただいま、要望を含めて3点ほどご質問があったと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

### 及川室長

健康推進室長の及川と申します。

「救急安心センターさっぽろ（#7119）」についてご説明いたします。

「救急安心センターさっぽろ」は、札幌市がもともと運営している事業であり、この制度が発足された際も、各市町村に参加の有無について問い合わせ等がありました。

発足当初は、救急安心センターの役割、効果等がはっきりしない部分がありましたので、加入を見合わせていました。

また、これまでは、江別市で夜間急病センターを運営しておりますので、その中で電話相談等も行ってきた経緯があります。

昨年、119番が札幌市に一元化されたということで、それに合わせて検討してまいりまして、今年の10月から加入することを決定したところです。

以上です。

## 元木管理課長

管理課長の元木と申します。

就職氷河期世代のご質問ということで、年齢層は、50歳以上の年齢です。

国でやっております、若者サポートステーションが15歳から49歳までをターゲットとして、江別市で展開しています。

就職氷河期世代というのは、40代後半くらいから50代半ばくらいの世代と言われておりますが、その世代のうち、特にフォローする機関等がない50歳以上の世代の方々に対して、今回、新規事業で支援を行うというものです。

その支援に当たりまして、新年度からは、若者サポートステーションと、先ほどの新規事業の対応をする支援相談員が連携し、50歳以上の方だけではなく、広く中高年齢層をターゲットに支援を行っていくということで話を進めております。

具体的な人数につきましては、単純にその年齢階層の部分でいうと江別市で何人という数字は出せるのですが、実際に支援を必要としている方を把握する術がないため、広報や市ホームページ等で周知を行い、相談したいという方が来たら、まずはその内容をお聞きし、就労が必要であれば就労相談、ひきこもりであればひきこもりの支援を行うというようなことを考えているところです。

以上です。

## 四條健康福祉部次長

最後に私から、最初にあった要望事項「前年度から継続する事業に関して、前年度比の予算額を掲載できるかどうか」についてお答えいたします。

この「絵で見る江別市予算案」自体は、市役所全体のものとして総務部財政課が作成、発行していますので、今日のお話を作成側にお伝えしておきます。

どのようになるかは作成側の判断もあると思いますので明言できませんが、いただいたご要望については、お伝えしたいと思います。

以上です。

## 五十嵐委員

ありがとうございます。

## 齋藤会長

他にご意見、ご質問などはありますでしょうか。(なし)

## 齋藤会長

それでは、「伊 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

## 尾崎管理課主査

健康福祉部管理課の尾崎と申します。

第4期地域福祉計画の進捗状況について、ご報告いたします。

資料2をお手元にご用意願います。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて、地域福祉の推進に関して策定しているものであり、毎年、当審議会において進捗状況についてご報告しております。

第4期は、令和2年度から令和6年度まで、5か年の計画となっております。

今回は、第4期計画の5年次目の最終年であり、令和6年度の評価結果について、ご報告させていただきます。

資料2の最終ページ、9ページをご覧ください。

この資料は、江別市地域福祉計画において設定している「基本目標」、「基本施策」、「主要施策」という体系に沿って、評価結果を数値で示した資料となっております。

表の右側「主要施策」は、さらに細かく約180の具体的な施策・事業に分かれており、それらの事業について、5を「非常に評価できる」、4を「かなり評価できる」、3を「普通に評価できる」、2を「少し評価できる」、1を「ほとんど評価できない」というように、各担当課等による5段階評価が行われ、平均して数値化したものが、右端の列にあります「主要施策評価R6」であり、令和6年度の数値となっております。

また、表の中央には、「主要施策評価」を「基本施策」ごとに平均した値を示しております。

表の真ん中にある「基本施策評価」では、令和5年度から令和6年度にかけて評価が下がっているところがあります。

いずれも、評価は4の「かなり評価できる」から3の「普通に評価」できるに変わりましたが、計画初年度から大きな変化はなく、計画の進捗に影響を与えるものではありません。

右上の欄にあります全体の「総合評価」をご覧くださいとわかりますように、総合評価は、令和6年度は計画初年度と同じ「3.2」となり、昨年と同様に順調に計画が推移していることを表しております。

基本施策毎の主な取組につきましては、資料の1ページから8ページに記載されておりますので、そちらは後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

以上です。

#### **齋藤会長**

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。(なし)

#### **齋藤会長**

続いて、「ウ 高齢者総合計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

#### **坂介護保険課参事**

介護保険課の坂と申します。

高齢者総合計画の策定について、説明いたします。

資料3をご覧ください。

まず、1の目的等ですが、本市の地域特性を生かした地域包括ケアシステムの深化・

推進のため、高齢者保健福祉施策の方向性を示すとともに、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営に向けて、取り組むべき施策及び目標を定めるものであります。

今後、次期計画として、すべての高齢者を対象とした総合的な福祉施策の実施に関する第11期高齢者保健福祉計画と、介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の円滑な実施に関する第10期介護保険事業計画の一体的な策定を進めてまいります。

次に、2の根拠法令及び計画期間ですが、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに定めるものであり、期間は令和9年度から11年度であります。

次に、3の策定の体制ですが、14名で構成される介護保険事業等運営委員会において協議を行うほか、部会については記載のとおりであります。

最後に、4の今後の予定ですが、昨年11月に次期計画策定に向けた1回目の介護保険事業等運営委員会を開催したほか、今後の予定は記載のとおりであり、最終的には、来年3月までに計画を決定したいと考えております。

以上です。

#### 齋藤会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。(なし)

#### 齋藤会長

続いて、「エ（仮称）子どもの権利条例の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### 気境子育て支援課長

子育て支援課の気境と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から、(仮称)子どもの権利条例の制定について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、1の背景目的ですが、江別市では、令和6年11月に「子どもが主役のまち宣言」を行いました。

この宣言は、「子どもは幸せであるべき存在」であるという考え方を大切にし、その思いを子どもだけでなく大人も含めて、まち全体で共有していこうという趣旨のものであります。

この宣言の根底にある考え方が、「子どもの権利」になります。

子どもが幸せに、自分らしく健やかに成長していくためには、子どもの権利がしっかりと守られていることが重要となります。

そこで、「子どもの権利」を守るためのルールとして、「子どもの権利条例」を制定することとしたものです。

次に、2の審議機関ですが、条例の検討につきましては、「江別市子ども・子育て会議」において議論を進めていくこととしており、その中に、条例を専門的に検討するための条例検討部会を設置し、より集中的な協議を進めていくこととしております。

次に、3のこれまでの取組状況と今後のスケジュール予定ですが、令和7年6月に子どもの権利条例検討部会を設置し、その後、7月から10月頃にかけて、子どもや関係団体の意見を聴くための取組を集中的に行ってまいりました。

具体的には、小学校5年生から高校3年生までを対象としたアンケート調査、中学生、高校生、大学生とのワークショップの開催、夏祭りなどのイベントでの子ども向けアンケートの実施、また、各種関係団体との意見交換会などを実施してきました。

こうした取組を通じて集まった意見を踏まえ、条例の素案となるたたき台を作成し、現在は、この素案をもとに条例検討部会において、本格的な協議が始まった段階です。

今後は、令和8年6月頃に、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、その意見も踏まえながら最終的な整理を行い、令和8年第4回の定例会に条例案を提出する予定としております。

以上が、「(仮称)子どもの権利条例」の制定に向けた、これまでの取り組み状況と今後の予定の概要です。

本日は、現在こうした取組を進めているという状況のご報告として簡単にご説明させていただきます。

以上です。

#### 齋藤会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。(なし)

#### 齋藤会長

続いて、「オ 子どもの計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

#### 気境子育て支援課長

江別市子ども計画の策定について、ご説明いたします。

資料5をご覧ください。

まず、1の「子ども計画」ですが、これは、国の「こども基本法」に基づき、市町村が策定するもので、少子化対策、子どもの貧困対策、若者支援など、幅広い子ども施策を対象とし、子どもの健やかな成長や発達を総合的、包括的に支援するための計画です。

位置づけとしては、子ども施策に関する自治体の総合計画に当たるものです。

次に、2の「既存計画との一体化」についてですが、「子ども計画」については、他の既存計画と一体的に作成ができるようになっておりますので、江別市では既存の「子ども・子育て支援事業計画」を生かしつつ、「子ども計画」へ移行する方針で策定を進めてきました。

このため、国の「子ども大綱」の内容も踏まえながら、必要な支援策については、昨年度の「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」の策定過程で議論し、若者支援策を除く項目については、すでに同計画に位置づけをしております。

また、国が示す「自治体こども計画策定のためのガイドライン」では、計画策定に当たり調査、分析を行うことが求められており、若者に関する支援策については、今年度

にアンケート等の調査を実施し、その結果を踏まえて、「子ども・子育て支援事業計画」とあわせて「江別市子ども計画」としてまとめるものです。

次に、3の「策定経過と今後のスケジュール」ですが、計画の審議は「子ども・子育て会議」で進めております。

その骨子や素案を作成するため、7月から8月にかけて、中学生、高校生、大学生を対象としたワークショップを実施しました。

また、8月から9月にかけては、若者を対象としたアンケート調査や、若者を支援する機関との意見交換も行いました。

それらの結果を踏まえ、10月から11月にかけて、「子ども・子育て会議」において、計画案の内容についてご協議をいただいております。

また、12月から1月にかけて意見公募（パブリックコメント）を実施し、1月に江別市子ども・子育て会議を開催し、結果報告まで終えております。

そして、3月中に「江別市子ども計画」を確定したいと考えております。

次に、4の計画（案）ですが、「資料5 別冊資料」と書かれた「江別市子ども計画」の冊子を使いながら、概要について簡単にご説明いたします。

今回の計画案は、昨年度策定しました「第3期子ども・子育て支援事業計画」を土台として、新たに若者支援の部分など、追加、修正した部分については、赤字で書いていたのですが、印刷の際に白黒となって見えづらく大変申し訳ありませんが、薄い黒字の部分になります。

別冊資料の1ページ目をご覧願います。

1ページ目で申しますと、「第1章 計画策定にあたって」のところで、計画の趣旨や法的位置づけなどの説明をしており、一番下に「こども基本法」の説明を追加しております。

また、2ページの一番下にも「子ども・若者育成支援推進法」の説明を追加しております。

さらに、4ページ目中央から下の部分で、計画の対象に若者を含めることや「こども大綱」に基づく若者関連用語の説明を追加しております。

次に「第2章 子どもたちを取り巻く現況」のところですが、19ページから22ページにかけて、実際に7月から10月頃にかけて行ったアンケートやワークショップの結果を「子ども・若者の声」としてまとめております。

23ページ以降の「4 計画策定に向けた課題」では、これらの取組から明らかになった課題をまとめております。

次に、24ページの課題4の一番下のところでは、若者にも「居場所」に関するニーズが多いことから、多様な居場所づくりの必要性を加えたものです。

また、25ページの最後には、課題8として「若者への支援」を新たに掲げ、就労支援や孤立の問題などに対応するため、関係機関との連携が必要であることを加えております。

次に、26ページからの「第3章 子ども・子育てビジョン」についてですが、28ページの基本目標1では、下から6行目以降で、若者への切れ目のない支援や若者の意見が地域づくりに反映される仕組みづくりを新たに追加しております。

30ページの施策体系図では、「基本目標1」の「基本施策1-2」とそれに関連した「施策の展開」のところで、若者の活動機会や居場所づくり、就労・キャリア形成支援に向けた新たな位置づけをしております。

その詳細につきましては、32ページの「基本施策1-2」における「(1)居場所づくり」、「(3)若者の就労・キャリア形成支援」に記載しております。

計画本体の主な修正箇所は以上となりますが、66ページ以降の資料の部分においても、アンケート結果等の追加資料を掲載しております。

次に、資料の115ページをご覧ください。

12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメントの実施結果になります。

先ほどもご説明しましたとおり、今回は、既存計画に、若者支援部分を追加しましたので、その改定部分の内容について、パブリックコメントを実施したものです。

既存部分につきましては、昨年度パブリックコメントを実施しており、当審議会への報告など全体的な手続きを経て、既に確定したものですので、既存の確定部分のご意見につきましては、次期見直しの際の検討事項として整理させていただきたいと考えております。

実施結果についてですが、2名の方から2件のご意見をいただきました。

内容については、子育て世帯の経済的負担の軽減についてのご意見と計画策定に関する市民参加の取組についてのご意見をいただきました。

いずれのご意見も、今後の参考とさせていただきたいと考えており、計画案の修正はございません。

今後につきましては、本日の会議終了後、最終的な字句整理などを行った上で、3月中に計画として確定したいと考えております。

以上です。

#### **齋藤会長**

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。(なし)

#### **齋藤会長**

続いて「カ 待機児童解消対策について」事務局から説明をお願いします。

#### **浅木子ども育成課長**

子ども育成課の浅木と申します。

私から、待機児童解消対策について、ご説明いたします。

資料6をご覧ください。

まず、「1 令和7年度保育に係る待機児童の状況」であります。

資料にありますとおり、令和7年4月1日時点においては、施設に空きがなく、どこにも入園できないといった、いわゆる「国定義に基づく待機児童」が3歳児で5名発生したほか、特定園を希望するなどによる「潜在的待機児童」が74名発生している状況であります。

また、10月1日時点では、主に0歳児の増加により、合計で145名の待機児童が発生しております。

待機児童が発生している主な要因ですが、育児休業が明けると1歳児、女性の就労が増加している2歳児、地域型保育施設からの転園が発生する3歳児の保育ニーズの高まりによるものと考えております。

この結果を受けて、「2 令和8年度に向けた保育提供体制の整備（予定）について」ですが、(1)に記載の5施設において44名分の定員を新たに確保する予定としております。

引き続き、人口動態や保育ニーズの動向を把握しつつ、必要な保育定員の確保に努めてまいります。

続いて、「3 令和8年度に実施予定の保育士等人材確保対策」であります。人材の確保及びその人材の本市への定着促進を図るため、引き続き、市内事業所を通し保育士等の奨学金返還支援や宿舍借上げに対する支援を行うこととするほか、令和8年度から新たに市内教育・保育施設に保育士として雇用される方に対し、就労奨励金を支給することを予定しております。

また、市内施設での就労を促進するため、子育て支援員研修や保育士等人材バンクの利用促進、保育士養成施設等への就職PRパンフレットの配布も継続して行う予定です。

引き続き、子育て世代が安心して子どもを産み育てられ、子育てと就労の両立ができる環境づくりとともに、それを支える教育・保育施設が安定的、継続的に、運営できる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

#### **齋藤会長**

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。(なし)

#### **齋藤会長**

以上で次第4を終了いたします。

次に、「次第5 その他」です。ただいまの次第4を含め、言い忘れたこと、その他のことでご発言されたいことがありましたら、どうぞ挙手をお願いします。

委員の皆さまから何かございますか。(なし)

#### **齋藤会長**

事務局から何かありますか。

#### **元木管理課長**

この審議会は冒頭の挨拶の中で申し上げましたとおり、案件によりませんが、概ね年1回から2回、開催する形で考えております。

次回以降の本審議会の開催時期は、現段階ではまだ決まっておりませんが、開催の予定がありましたら、改めてご案内させていただきますので、その際はよろしくお願いたします。

**齋藤会長**

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。  
足下大変滑りやすいのでお気をつけてお帰りください。  
ありがとうございました。